

1UP PLAY PARK スクール規約

2025年2月1日施行

第1条(名称及び所在地)

本スクールは、1UP PLAY PARK(以下「本スクール」という)と称し、事務局を 〒370-3102 群馬県高崎市箕郷町生原 1901-1 株式会社 1UP(以下「クラブ」という)内におく。

第2条(目的)

本スクールは、各部門の専任コーチ制による指導により、運動競技全般に通ずる運動能力および技術の向上およびスポーツの普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条(入会資格及び手続き)

本スクールに入会できる者は、クラブの目的に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールの規約を遵守し、クラブが入会に適すると認めた者(以下「会員」という)とする。ただし、選考が必要となるクラスに関しては、選考会または抽選等により決定する。また、未成年者の場合、親権者の許可を条件とし、所定の手続きにより本事務局 に対して入会を申し込むこととする。

第4条(会費)

会員は、別に定める入会金、月会費、更新料または年会費およびその他クラブ運営に必要な費用(以下「会費」という)を納入しなければならない。

第5条(入会金)

本スクールに入会するものは、所定の入会金を納入しなければならない。

第6条(会費の不返還)

一旦納入した会費は原則として返還しない。

第7条(会費の支払方法)

本規約に基づく会費の支払い方法は、当クラブが指定する方法により、毎月 15 日に決済するものとする。

第 8 条(会費の滞納)

会員が会費の支払いを怠った場合は、1ヶ月目に注意、2ヶ月目に勧告とする。会員が理由なく会費の支払いを3カ月連続して怠った場合は、本スクールは当該会員に対する指導を停止し、当該会員は会員としての資格を失い、退会とする。

会費の滞納により退会となった場合は、いかなる理由についても一旦納入した会費は原則として返還しない

第 9 条(ウェアの着用、購入)

会員は、本スクールが指定するユニフォームまたは用具等がある場合には、指定のユニフォームまたは用具等を購入し着用しなければならない。ただし本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。

第 10 条(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとする。会員は1UP PLAY PARK の一員として、スポーツクラブ内の秩序、規則、コーチの指示、運営スタッフの指示、公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

第 11 条(練習日・活動場所)

1.本スクールの練習日、時間および場所については、本スクールが定めた年間および月間スケジュールによる。

2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止とすることがある。その場合は、事前に会員に通知をする。

3.前項により中止になった場合は、振替日等を設けることはしない。会員は、その決定をクラブに一任するものとする。振替日を設けない代わりに、中止になった回数分は他クラスへの振替参加を持って代替し、会員はそれを承諾するものとする。

第 12 条(会員変更事項)

会員は、クラブに届け出た会員情報について変更があった場合、事務局へ遅滞なく申請しなければならない。尚、会員情報の変更に関する申請がないためにクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、クラブは一切責任を負わないものとする。

第 13 条(入会)

入会日は受講開始日とする。月途中の入会も認められるが、会費(受講料)は入会月からの支払いとなる。日割りや回数割などは適用されない。

第 14 条(退会)

- 1.会員が会員の都合により退会する場合は、退会を希望する月の当月 15 日までに事務局に申請をし、承認を得るものとする。
- 2.退会を希望する月の当月 15 日までに申請されていない退会希望者は、翌月の会費を支払うものとする。
- 3.一旦退会した会員が年度内に再入会する場合、入会手数料は免除するものとする。
- 4.一旦退会した会員が翌年度以降に再入会する場合、入会手数料を支払うものとする。

第 15 条(休会)

- 1.会員が怪我等の理由により 1 ヶ月以上休会する場合は、休会を希望する前月 15 日までに事務局へ休会の申請をし、クラブの承認を得るものとし、所定の金額を支払うこととする。
- 2.休会期間は原則 1 ヶ月までとし、休会の期間が経過したときは自動的に復帰するものとする。ただし、怪我などの理由でクラブが休会期間延長の必要性を認めた場合はこの限りではない。
- 3.休会した会員が復帰する場合は事務局に申請をし、クラブの承認を得るものとする。

第 16 条(クラス変更)

会員が会員の都合により受講クラスの変更を希望する場合は、変更を希望する前月 15 日までに事務局に申請をし、クラブの承認を得るものとする。(クラスを追加する場合も同様とする。)

第 17 条(継続・年度更新)

- 1.会員が年度を越えて継続を希望する場合、継続手続きに従い、本スクールの承認を得るものとする。ただし、選考が必要となるクラスに関しては、選考会または抽選等により決定する。
- 2.年度更新継続を希望する場合、年度の 3 月末時点で休会中の会員は、継続手続きにより 4 月から復帰とする。
- 3.会員は、年度更新料(年会費)が指定されている場合は、所定の金額を支払うこととする。

第 18 条(保険の加入)

会員は入会と同時にスポーツ傷害保険に加入することとし、加入手続きは全て事務局で行う。なお、傷害、事故の場合における補償および責任は加入する保険会社の約款に従うものとする。

第 19 条(負傷時の処置)

- 1.クラブは会員に対し、本スクール活動中において事故のないように万全の注意を払うが、練習中、活動中ならびに移動中の不測の事故による傷害に対しての補償については、会員が本スクールにおいて加入するスポーツ傷害保険の適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとする。
- 2.クラブは会員が本スクール活動中に怪我をした場合には、クラブスタッフにより応急処置を行う。救急を要する場合は、救急搬送を行う。救急搬送を要する場合には、法定代理人(保護者)の承諾が得られない場合でも、クラブスタッフの判断によって救急搬送を要請する場合がある。

第 20 条(活動方針)

会員およびその法定代理人(保護者)は、クラブに対し、スクールの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第 21 条(除名)

1.会員(法定代理人(保護者)含む)が以下の事項に該当する場合、または、クラブにおいて会員が本スクールの会員として不適格と判断した場合、クラブは、当該会員を本スクールから除名することができる。

(1)会員またはその法定代理人(保護者)が、本規約の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき

(2)クラブ又は本スクールの名誉・信用を著しく損なう言動をした場合

(3)会費等を 3 カ月以上滞納した場合

(4)会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こした場合

2.前項に基づき会員を除名した場合、クラブは会員に対して何らの義務または責任も負わない。

第 22 条(休校、閉鎖)

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとする。

第 23 条(免責)

1.会員(法定代理人(保護者)を含む)は、クラブにおける盗難、傷害、ピッチ(グラウンド)外での事故およびその他の事故について、クラブに重過失がある場合を除いて、クラブに対して何ら損害賠償を求めない。

2.万が一、クラブが会員(法定代理人(保護者)を含む)に対して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償額は、本スクールの 6 か月分の月会費と同等額を上限とする。

第 24 条(附則)

クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができると共に、本規約に定めない事項については細則を定めることができる。尚、本規約を改定した場合は、ホームページでの告知等の合理的な方法で周知する。また、会員は、変更内容通知後または新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされる。

第 25 条(施行)

本規約は、2025 年 2 月 1 日から施行する。

第 4 条(会費)【別表 1】

入会金 11,000 円(税込) 月会費 別表 2 の通り

徴収方法	毎月 15 日までに所定の方法にて月会費(翌月分)を支払う。入会金は初回支払い月に支払う・その他の費用の支払い日は、都度調整
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への更新の際、年度更新料(年会費)として、8,800 円(税込) ・施設維持費として、5,500 円(税込) ・休会時の管理費として 1,100 円(税込) ・年度内の再入会手数料として 3,300 円(税込) ・活動内容により、その他参加費が発生する場合あり。

【別表 2】

徴収方法	サブスク	レギュラー	ライト
① A キンダー	税込 4,400 円	税込 3,300 円	税込 1,650 円
② B キッズ	税込 7,150 円	税込 4,400 円	税込 2,200 円
③ C ジュニア	税込 8,250 円	税込 5,500 円	税込 2,750 円
④ D アスリート	税込 9,350 円	税込 6,600 円	税込 2,750 円
⑤ C+D	税込 13,200 円	税込 9,350 円	

各種割引:会員が以下のいずれかに該当する場合は、以下の割引を適用する。

- (1) 家族割引 兄弟や親子で入会している場合、該当者全員の月会費のうち安価な方の会費を 50%割引を適用する。
- (2) 提携クラブ割引:当クラブと提携するクラブに所属している場合、該当者全員の月会費のうち 20%割引を適用する

- (3) パートナー割引:当クラブに協力・協賛する企業・団体に所属している場合、該当者全員の月会費のうち細則に応じて割引を適用する

<個人情報取り扱いについて>

・本クラブではご提供いただいた個人情報について適切かつ慎重に取り扱いを行い、クラブ運営に関する事項以外の利用は行いません。

・会費支払いの手続きや会員連絡システム等、クラブ運営に関わる事項については、正当な利用目的の範囲内において、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。

・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など法令に基づき第三者に個人情報を提供することがございます。

・ご提供いただいた個人情報の訂正、変更、削除を希望する場合には、本クラブ事務局までご連絡をお願い致します。

<写真や動画等の取り扱いについて>

会員が映った映像・写真を、当クラブ及びスポンサーによる広報利用・商業利用(オフィシャルサイト、イベント写真販売など)はじめ、一般メディアの報道(試合中継・テレビ・新聞)などに使用する場合がございます。